

大阪市淀川区告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可した地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

大阪市淀川区長 岡 本 多 加 志

地縁による団体の名称 大阪市淀川区木川南連合西一南振興町会

及び事務所の所在地 大阪市淀川区木川西一丁目 6 番 7 号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	関部 示人 大阪市淀川区木川西一丁目 13 番 9 号	石村 日里 大阪市淀川区木川西一丁目 12 番 26 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 28 日

3 変更の理由

代表者任期満了に伴う代表者の変更

（淀川区役所市民協働課）